

# たいし

Public Relations TAISHI Town

人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち “たいし”



▲各幼稚園、保育園卒業式・町立小学校、中学校卒業式

2022

4

No.569



index

- 2 生涯学習センター愛称決定
- 3 パブリックコメントの募集
- 4 たいしくんスマイル対象事業
- 6 後期高齢者医療制度
- 8 公民連携のまちづくり
- 10 フォトニュース
- 13 人権コーナー「気づく」
- 14 みんなのひろば
- 16 健康インフォメーション
- 18 高齢者情報局
- 20 子育て応援ナビ
- 22 タウンインフォメーション

# 太子町立生涯学習センターの愛称が決定!

令和4年7月の開館予定の太子町立生涯学習センターを、より多くの人に親しみを持ってもらえるように、愛称を募集しました。応募頂いた90作品から、選考委員により4作品に絞り、2月1日(火)～25日(金)の期間に、住民による投票を行った結果、愛称が決定しました。たくさんのご応募、ご投票ありがとうございました。



▲完成間近の太子の森

**[投票結果]** 太子の森 . . . . . 421票  
 minakuru 太子 . . . . . 144票  
 和い輪い . . . . . 120票  
 ふたかみプラザ . . . . . 67票

◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534

たいし もり  
**[愛称] 太子の森**

**[命名者]** 福田 遥 様 (町立磯長小学校3年生)

**[愛称に込めた意味や思い]**

多くの生き物が森に集まって生活するように、たくさんの太子の人たちがこの施設を利用してほしいという思いを込めて



# 太子町コミュニティバスの愛称が決定!

令和2年6月から運行している、コミュニティバスの愛称を募集しました。

応募頂いた29作品から、太子町地域公共交通会議会長などにより4作品に絞り、1月24日(月)～2月10日(木)の期間に、住民による投票を行った結果、愛称が決定しました。たくさんのご応募、ご投票ありがとうございました。

**[愛称] たいしのってこバス**

**[命名者]** 伊藤 順子 様

**[愛称に込めた意味や思い]**

「乗っていこうこのバスに……」、「便利ね」という思いを込めて

◆問合せ 秘書政策課 ☎98-5531



## 太子町地域公共交通会議委員募集

令和4年度太子町地域公共交通会議委員の改選にあたり、より開かれた会議とするため、委員の一部を住民の皆さんから公募します。

**[公募人数]** 2人

**[応募資格]** 町内に在住する16歳以上(令和4年4月1日現在)の人。

※ただし、公務員でなく、平日の昼間に開催する会議に出席可能な人。

**[応募方法]** 4月1日(金)～28日(木)までに、必要事項を明記し、秘書政策課窓口まで持参、または、郵送ください(応募様式は自由)。

**[必要事項]** 住所・氏名・生年月日・性別・職業(学校名・勤務先など)・電話番号・応募理由(400字以内)・地域活動やボランティア活動の実績など

※持参の場合は、午前9時～午後5時30分まで(土日を除く)。

※郵送での応募は、4月28日(木)の消印まで有効。

※選考結果は応募者全員に通知します。

**[委員の任期]** 委嘱の日～令和6年3月31日

**[委員の報酬]** 日額7,000円(年3回程度)

◆申込・問合せ 〒583-8580南河内郡太子町大字山田88番地  
 太子町役場 秘書政策課 ☎98-5531

# 産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする 開発行為等の取扱い基準(案)パブリックコメント(住民等意見) 募集

町では、新たな産業を誘致することにより雇用の創出・地域経済の活性化を図るため、工場などの立地を目的とする太子町基準の制定を行うこととなりました。

「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準(案)」を取りまとめましたので、住民のみならずからの意見を募集します。

以下の留意事項と募集期間などをご確認のうえ、ご提出ください。

## 【募集案件】

産業の振興を図る必要がある地域における工場などの立地を目的とする開発行為等の取扱い基準(案)

## 【募集期間】

4月1日(金)～4月30日(土)(郵送の場合は消印有効)

## 【案件資料の閲覧・配布場所】

- ①町ホームページ
- ②地域整備課窓口(役場庁舎2階)
- ③情報公開コーナー(役場庁舎3階)
- ※閲覧時間は午前9時～午後5時30分(土日、祝日を除く)。
- 【意見の提出先・提出方法】
- 様式は自由です。氏名、住所、連絡先を明記し、下記のいずれかの方法でご提出ください。
- ①Eメール：tiikiseibi@town.taishi.osaka.jp
- ②郵送：〒583-8580 南河内郡太子町大字山田88番地  
太子町役場 まちづくり推進部 地域整備課
- ③ファックス：98-4514(地域整備課宛)
- ④窓口：地域整備課(役場庁舎2階)
- ※開庁時間外、土日、祝日は除く
- ◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

## 太子町観光まちづくりビジョン(後期)を策定しました

平成29年に策定した「太子町観光まちづくりビジョン」について、10年間の計画期間のうち前期の5年間の計画が終了したこととともない、社会情勢の変化などに対応するものとするため、計画の見直しを行い「太子町観光まちづくりビジョン(後期)」を策定しました。

### ●基本的な考え方

「太子町観光まちづくりビジョン(後期)」では、基本理念、将来像、後期計画の目標を前期計画から継承し、その目標達成の方法を以下のように定めます。

○後期目標(令和4～8年度) 持続可能な「観光まちづくり」の推進

#### →「くらしの舞台」として選ばれるまち

「住民も来た人も満足する」地域になるよう、何度も食べたい特産品づくりや何度も楽しみたいコンテンツづくりに町内外の人々が参加する仕組みを作り、マーケットニーズを踏まえた事業を展開する。これにより、関わった人・体験した人が町内外へ口コミやSNSでの情報発信が活発になり、町民や交流した人を発信源とした「地域経済にも寄与し、関係人口が増大する観光まちづくり」を展開する。

### ●課題対応と重点メニュー

計画の目標達成に向け5つの課題を設定し、これに対する14の施策、35の具体的な取り組みメニューを設定して進めます。課題ごとに特に重点的に取り組む重点メニューを設定して進行管理をします。

#### 課題対応

1. 誇りや愛着の醸成から発展する主体的活動の促進
2. 地域経済の活性化につなげる仕組みと実践
3. 何度も楽しめるストーリー性のあるコンテンツの充実
4. 交流を深める場づくりや情報発信によるコミュニケーションの促進
5. 安全・安心で快適な観光まちづくりの環境整備

本計画書は、町ホームページでご覧頂くか、役場庁舎3階の情報公開コーナーで閲覧できます。

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

#### 重点メニュー

- ➔ 学校と連携した魅力発信の取組推進
- ➔ 新規認定就農者増加に関する支援
- ➔ 二上山を何度も深く楽しむ仕掛けの充実
- ➔ 多様な主体とのコラボレーションによる情報発信
- ➔ 歩く観光の環境整備

## 太子町地域防災計画を策定しました

近年多発する自然災害の教訓や災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、変革する社会情勢などに整合性を図り、実効性のある計画とするため修正を行い、「太子町地域防災計画」を策定しました。

本計画書は、町ホームページでご覧頂くか、役場庁舎3階の情報公開コーナーで閲覧できます。

◆問合せ 自治防災課 ☎98-5525

## 第4次健康太子21を策定しました

「自分の健康は自分でつくる」という観点から、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康で生きがいのある人生をめざして、町全体で個人の健康づくり運動を支援するという趣旨のもと、「第4次健康太子21」を策定しました。

本計画書は、町ホームページでご覧頂くか、役場庁舎3階の情報公開コーナーで閲覧できます。

◆問合せ いきいき健康課 ☎98-5520

みんなが健康で笑顔のまちに！

## 太子町健康マイレージ事業

# はじまっています！2022たいしくんスマイル

### ●事業概要

健康増進を図るため、下記一覧の事業に参加し、スマイルを貯めることで参加賞がもらえます。さらに抽選で記念品が当たり、楽しみながら住民のみなさまに健康への関心を深めて頂く事業です。

**【対象者】** 太子町全住民

**【実施期間】** 1月1日（土）～12月31日（土）

**【応募期間】** 8月1日（月）～令和5年1月10日（火）

**【対象事業】** 下記一覧表の事業・健康診査など

**【参加賞】** たいしくんオリジナル缶バッジなど

**【記念品】** A～Cの3コースやS賞から抽選により当選者を決定（記念品は広報紙などでお知らせします。）



## たいしくんスマイル対象事業・健康診査などの一覧表



対象事業・健康診査など	実施期間	スマイル数	備考（問合せ先など）	
とくとく健診（集団健診）	8月28日（日）～30日（火） 9月1日（木）～3日（土）	各10	町立保健センター （いきいき健康課） ☎ 98-5520	
職場健診（健康診断）	4月～12月		職場の健診結果などを提示によりスマイルを付与します。	
特定健診（個別検診）	4月～12月		医療機関受診後、健診結果などを提示によりスマイルを付与します。	
人間ドック（個別健診）	4月～12月			
子宮頸がん検診（個別検診）	5月～12月			
乳がん検診（個別検診）	5月～12月			
胃がん検診（個別内視鏡検査）	5月～12月			
大腸がん窓口検診	5月16日（月）、6月16日（木）、 7月11日（月）、8月1日（月）、 10月14日（金）、11月7日（月）、 12月19日（月）	各5	町立保健センター （いきいき健康課） ☎ 98-5520	
集団健診	胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診・結核検診			6月3日（金）、9月22日（木）、 10月27日（木）、11月22日（火）
	乳がん検診 子宮頸がん検診			6月16日（木）、7月28日（木）、 10月20日（木）、12月22日（木）
	とくとく健診結果説明会			10月2日（日）～10月5日（水）、 10月7日（金）
骨密度検査	7月28日（木）、12月22日（木）	各5	医療機関受診後、健診結果を提示によりスマイルを付与します。	
肝炎ウイルス検査	4月～12月			
風しん抗体検査	4月～12月			
健康相談（生活習慣アドバイス）	毎月（第4金曜日）			
献血（町が実施するもののみ）	7月29日（金）、11月25日（金）			
成人歯科健診（個別健診） （40歳、50歳、60歳、70歳）	4月～12月			
妊婦歯科健診（個別健診）	4月～12月			
後期高齢者医療歯科健康診査	4月～12月	各5	医療機関受診後、母子手帳を提示によりスマイルを付与します。	
乳児一般健診（1か月頃）	4月～12月			
乳児後期健診（10か月頃）				
乳幼児健診	4か月児健診	親子ともに各5	町立保健センター （いきいき健康課） ☎ 98-5520	
	1歳6か月児健診			
	2歳6か月児歯科健診			
	3歳6か月児健診			
妊婦健診	4月～12月	各5		
産婦健診	4月～12月			

対象事業・健康診査など	実施期間	スマイル数	備考（問合せ先など）		
月例ウォーキング	毎月（第1月曜日）	各3	町立保健センター （いきいき健康課） ☎ 98-5520		
ストックウォーキング	毎月（第3火曜日）				
健康出前講座	4月～12月				
禁煙チャレンジ！会	4月～12月				
ヘルシーライフ講座	5月～6月				
血糖へらそう会	11月～12月				
地区学習会（健康づくり推進委員）	4月～12月				
いきいきトレーニング教室	毎週火曜日				
プレママ&パパ教室	6月・10月				
たいし聖徳市（健康ブース）	5月～7月・9月・12月				
ふれあい TAISHI（健康ブース）	11月				
赤ちゃん会プラス	毎月（第1・3・5水曜日）			親子 ともに	子育て支援課 ☎ 98-5596
ファーストベビー講座	6月・10月				
すこやかホール開放	毎月（第2・4水曜日）	各3	子育て支援課 ☎ 98-5596		
おひさま（ぷらす）広場	毎週金曜日				
こんぺいとう広場	4月～12月	3	福祉介護課 ☎ 98-5519		
ひなたぼっこ	月曜日～金曜日				
障がい者ふれあいスポーツ大会	10月30日（日）	5	福祉介護課 ☎ 98-5519		
元気ぐんぐんフェスティバル	未定	各3	地域包括支援センター （いきいき健康課） ☎ 98-5538		
ナナトレ教室	5月～8月 10月～12月				
お達者健康講座	4月26日（火）、7月26日（火） 9月27日（火）、11月22日（火）				
介護予防講座	年7回（不定期）	1クール 8	生涯学習課 ☎ 98-5534		
春季・秋季スポーツ教室（サマーチャレンジ・親子体操含む）	5月～12月				
体連登山	9月11日（日）（予定）	各5	環境農林課 ☎ 98-5522		
たいしスポーツDay	10月10日（月・祝）				
3市町ふれあい交流グラウンド・ゴルフ大会	6月頃	3	観光産業課 ☎ 98-5521		
山の日クリーンハイキング	11月12日（土）				
岳のぼり	4月23日（土）	3			
灯路祭り（スタンプラリー完歩）	10月頃	3			

※一覧表は予定です。変更となる場合もありますので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期、または、中止となる場合があります。

詳しくは、広報紙でご確認頂くか、各課にお問い合わせください。

◆問合せ 太子町健康マイレージ事業たいしくんスマイル事務局  
いきいき健康課 ☎ 98-5520 保険医療課 ☎ 98-5516



10

## 受けましょう！がん検診 がん検診は無料で受けられます

### ○ご予約は、お早目に！

年間の集団健診の日程は、今月号に折り込みしている『健康のために』に記載しています。計画的に受診日の予定をたてて頂き、早目の予約をおすすめします。

なお、4月～令和5年3月までの町立保健センターで行う日程すべての集団健診の予約が可能です。

### ○がんはとても身近な病気です

「自分はがんにならない」、「何か症状があれば病院に行く」と思っていませんか？がんは初期の段階では自覚症状がありません。

また、日本人の2人に1人が一生のうちでなんらかの「がん」になり、3人に1人ががんが原因で亡くなっています。

### ○がんは治る時代です

がんは早期発見が可能な病気です。健康を守るため、がん検診を定期的を受け、早期発見・早期治療を、心がけましょう。

### ○お電話一本で、簡単予約

予約受付は、検診実施日の1週間前までです。ただし、定員になり次第締め切ります。

◆問合せ いきいき健康課 ☎ 98-5520

## 令和4年度版 「健康のために」を 配布します

今年度の保健事業の日程が決まりました。自分自身の健康を確認するため、家族の健康を守るため、がん検診や各種保健事業について確認しておきましょう。

◆問合せ いきいき健康課  
☎ 98-5520



# 後期高齢者医療制度

## ◎令和4年度から保険料率が変わります

大阪府後期高齢者医療制度の保険料率は、令和4年度から変わります。(2年ごとに設定)

令和4年2月の大阪府後期高齢者医療広域連合議会で審議・可決され、令和4・5年度の保険料率が決定されました。

### ○令和4・5年度の保険料の算定方法(大阪府)

年間の保険料年額 (限度額66万円)	=	均等割額 被保険者1人当たり 54,461円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額×所得割率 11.12%
-----------------------	---	------------------------------	---	-------------------------------------

※賦課のもととなる所得金額とは、被保険者の前年の総所得金額及び山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地などの譲渡所得など)の合計から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません)なお、遺族年金などの非課税年金は含みません。

※基礎控除額は、地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。

(例:前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円)

## ●保険料の軽減が受けられる場合

### (1) 均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額(54,461円)が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
①世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが、【基礎控除額(43万円+10万円×(給与所得者などの数(注)-1))】を超えないとき	7割	16,338円
②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが、【基礎控除額(43万円)+28万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数(注)-1)】を超えないとき	5割	27,230円
③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが、【基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数(注)-1)】を超えないとき	2割	43,568円

(注)「給与所得者など」とは、次のいずれかの条件を満たす人です。

- ・給与などの収入金額が55万円を超える人
- ・65歳未満で公的年金などの収入金額が60万円を超える人
- ・65歳以上で公的年金などの収入金額が125万円を超える人

※軽減の判定は、4月1日(4月2日以降に加入した場合は加入日)の世帯状況で行います。判定日の後に世帯状況に異動があった場合でも、年度途中の再判定は行いません。

※軽減判定するときの総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人は、公的年金などに係る所得金額から15万円を控除して軽減決定します。

### (2) 会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人にも、保険料を負担頂くことになります。当面の間、所得割額は賦課されず、資格取得後2年は均等割額の5割が軽減されます。

なお、(1)の均等割額の軽減措置の7割軽減に該当する人は、均等割額の軽減割合は7割軽減が適用されます。(国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となりません。)

## ●保険料額のお知らせと納め方

### 1. 普通徴収(口座振替や納付書でお支払い)の人

7月に、令和4年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書(納入通知書)の方法により9期(7月~翌年3月まで)で納めて頂きます。(年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。)

### 2. 特別徴収(年金からのお支払い)の人

介護保険料の徴収対象となっている年金受給額が年額18万円以上あり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、その2分の1を超えない人は、原則年6回の年金受給日に、年金から差し引かれます。

令和3年中の所得が確定するまでの4・6・8月は、仮納付期間となります。

### ○令和4年2月に保険料を特別徴収で支払われた人

4月の年金受給時に、2月に差し引かれた金額と同額を仮徴収額として納めて頂きます。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でない場合は仮徴収額が変更されることがあり、その場合は変更通知書が送付されます。

## ○令和3年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人

令和3年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

## ○本算定後の特別徴収

令和4年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）後の10月以降、引き続き、または、新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、令和3年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納めて頂いた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めて頂きます。

※特別徴収でのお支払いをやめて、口座振替のお支払いに変更を希望される人は、保険医療課へお申込みください。（後期高齢者医療保険料は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象になりますが、特別徴収の方法でお支払された場合は、天引きされた年金の受給者だけが控除の対象となり、口座振替に変更された場合は、その口座をお持ちの人が対象となります。）

## ●健康診査・歯科健診・人間ドック費用の一部助成

### ●健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合では、健康診査を行っています。糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢にともなう心身の衰え（フレイル）などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院されている人も積極的に受診してください。4月下旬～5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒でお送りします。（年度途中で新たに75歳になれる人には、誕生月の翌月にお送りします。）

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などで、年度中（当該年度の3月31日まで）に1回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などへお問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

### ●歯科健診

大阪府後期高齢者医療広域連合では、歯科健診を行っています。歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の人も積極的に受診してください。4月下旬～5月上旬にかけて「歯科健診のお知らせ」をお送りします。（年度途中で新たに75歳になれる人には、誕生月の翌月にお送りします。）

広域連合が指定する歯科医院などにおいて、年度中（当該年度の3月31日まで）に1回、無料で受診することができます。受診の際は、事前に歯科医院などへお問い合わせのうえ、被保険者証を忘れずにお持ちください。（受診券はありません。）

※以下に該当する長期入院中や施設入所中の人などは、病院・施設で健康管理が図られているため、健康診査・歯科健診の対象外となります。

①病院、または、診療所に6か月以上継続して入院中の人

②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所、または、入居している人

※受診の際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、必ず事前に受診希望の医療機関へ、実施状況を含めてお問い合わせください。

### ●人間ドック費用の一部助成

大阪府後期高齢者医療広域連合では、人間ドック（公共社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目を満たすものに限る）を受診された場合の費用の一部を助成しています。

費用の助成を受ける際は、保険医療課に必要書類をお持ち頂き、ご申請ください。なお、各年度中（4月1日～翌年3月31日まで）1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

#### [申請に必要なもの]

1. 人間ドックの領収書の写し
2. 人間ドック検査結果通知書などの写し
3. 被保険者証
4. 口座情報がわかるもの

#### [注意事項]

- ・申請者以外の口座に振込む場合で、申請者をご自身で記入されない場合は、印かんが必要です。
- ・人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。
- ・人間ドックを受診された人は、健康診査を受診する必要はありません。

#### ◆問合せ ○制度全般に関すること（大阪府後期高齢者医療広域連合）

資格管理課（保険料・被保険者証など） ☎06-4790-2028

給付課（高額給付費・健康診査・人間ドックなど） ☎06-4790-2031

総務企画課（予算編成・広報公聴など） ☎06-4790-2029

#### ○保険料の納付、その他各種届出に関すること

太子町役場保険医療課 ☎98-5516



# 公民連携によるまちづくり

## 株式会社マイファームと都市農業の振興に関する連携協定を締結

株式会社マイファームと町は、2月24日（木）都市農業の振興に関する連携協定を締結しました。

町と、「自産自消」の輪を広げることで、人が自然を育て、自然が人を育てる未来の実現をめざす株式会社マイファームは、都市農業の振興に関する連携協定を締結し、農業の担い手の育成、耕作放棄地の再生、地産地消の強化や子どもたちへの食育の充実、ドローンを活用した有害鳥獣・害獣対策等の取り組みを進めていく予定です。

今回の協定は、都市農業の振興を促進したいという町のニーズと、株式会社マイファームの理念が一致し、実現に至ったものです。

### ■主な取り組み

- (1) 双方の事業のPRに関する事
- (2) 農業の担い手の育成及び確保に関する事
- (3) アグリノベーション大学校における農業授業の企画立案に関する事
- (4) ドローンを活用した有害鳥獣・害獣対策に関する事
- (5) 耕作放棄地の再生及び収益化に関する事
- (6) 地産地消の強化や子どもたちへの食育の充実に関する事
- (7) 体験型農業や農泊に関する事
- (8) 農産物の流通・販売に関する事
- (9) その他、本協定の目的に沿うこと



## 株式会社ジモティーと協定を締結

株式会社ジモティーと町は、2月28日（月）リユース活動と地域の助け合い活動の促進に向けた協定を締結しました。町のリユース活動と地域の助け合い活動の促進に向けて連携と協力を行います。

町では、2021年7月にゼロカーボンシティ宣言を行い、ごみの発生抑制に継続的に取り組んでいますが、更なるリサイクル・リユースの意識を高め、地域に暮らす人たちが相互に助け合い、住み慣れた場所で安心して暮らしていくことのできる地域社会を実現していくため、これらの活動の促進に向けた啓発活動だけでなく、ジモティーを通じて新たな事業の企画立案などを行っていく予定です。



### ■主な取り組み

- ・ジモティーを活用したリユースやごみの減量化など
- ・生活支援コーディネーターや生活支援体制整備協議体「SASAE 愛 太子」の活動に、ジモティーの「助け合い」機能を取り入れた、地域の助け合い活動の促進など

## 公式Instagram「春フォトコンテスト2022」に太子町の春を投稿しませんか？ ベストショット賞は、町ホームページのトップバナーと広報たいし5月号に掲載します！

春の訪れを住民の皆さんと一緒に楽しむべく、町公式Instagramでは「春フォトコンテスト2022」を行っています。テーマは「太子町の春を感じさせる写真」です。参加方法は、とても簡単。町公式Instagramアカウントをフォローし、指定のハッシュタグ「#たいしで春みつけ2022」を付けて写真を投稿するだけです。

**STEP 1**：スマホなどで太子町の春を感じさせる写真を撮ってください。

春の風景を切り取った写真、春ならではのイベント写真、春の果物やスイーツの写真 など

**STEP 2**：Instagramから公式アカウント（taishi\_osaka\_official）をフォローしてください。

**STEP 3**：撮影した写真を以下のハッシュタグをつけてInstagramに投稿してください！

『#たいしで春みつけ2022』

【開催期間】 4月10日（日）まで

1人何枚でも投稿できますので、どしどしご投稿ください！

詳しくは、町公式Instagramをご覧ください。

町公式Instagramは  
こちらから▶





## アプリを使って、より便利で楽しい生活をスタートさせましょう！

令和3年度公民連携の取り組みにより、町で使える様々なアプリが増えています。地域の情報や町の魅力の再発見など、様々な場面で使えるものがたくさんありますので、ぜひ、ご利用ください。

### ●太子町公式インスタグラム

このインスタグラムに、広報サポーターが中心となり、町内の風景や観光スポットなど、町のPRをする写真を投稿しています。まだ知られていない町の魅力を、再発見してみましょう。皆さんも、「#たいしでみつけ」をつけて、ぜひ投稿してください。



町公式インスタグラムは  
こちらから▶

TAISHI.OSAKA.OFFICIAL

### ●ミッションアプリ「DIIG (ディグ)」

サイクルツーリズムを中心とした観光事業、町内の観光インフラの保全を目的としたミッションアプリです。

アプリ「DIIG」内で、町内のおすすめサイクリングコースが公開されていて、町の周遊が誰でも気軽に参加できる体験型アプリです。ぜひ、ミッションアプリにチャレンジしてみてください。



アプリのダウンロードはこちらから▶

### ●地域SNS「ピアッツァ」

住民同士のつながりの形成を促進や地域コミュニティの活性を図り、社会的課題を解決することを目的とした地域の広場アプリです。

「太子町・羽曳野市・藤井寺市」「大阪狭山市・河内長野市・富田林市」の南河内地域2エリアが開設されています。

「おしえて!」「お譲りします!」「イベント告知」などご近所ならではの情報やモノ・コトのシェアが気軽にできます。



アプリのダウンロードはこちらから▶

### ●地域情報サイト「ジモティー」

ジモティーは、多くの人々が利用する、地域の情報サイトで、「売ります・あげます情報」「求人情報」「助け合い情報」などカテゴリ別になった情報が市町村別に掲載されています。ぜひ、ご活用ください。



アプリのダウンロードは  
こちらから▶

ジモティー



#### ジモティーの使い方



### ●観光アプリ「ココシル」

各地域の観光情報などが集約された観光アプリ「ココシル」に、「ココシルたいし」を作成しました。

「ココシルたいし」では、観光客の利便性を向上させるため、地図アプリと連携した町の観光スポットや散歩スポットの紹介のほか、グルメ情報や直売所などの消費喚起を促す情報を発信しています。



アプリのダウンロードはこちらから▶

## 大阪東部ヤクルト販売（株）との 公民連携の取り組みが進んでいます！

「おなか元気教室」が行われました。

3月10日（木）、町立幼稚園で「早ね、早おき、朝ごはん、朝うんち」をテーマに、健康のために、正しい食習慣・生活習慣を身につけてもらうための「おなか元気教室」が行われました。



消化管模型を使用して食べ物が体に吸収されるうえでの腸の大切さ、良いうんちを出すための生活習慣について分かりやすく教えて頂きました。

園児たちは、元気いっぱい楽しく学び、ヤクルト君の登場に大いに盛り上がりました。

また、町立幼稚園の園庭でとれた「いちご」を使用した健康レシピを提供頂きました。試作の際にも、太子町産の甘いいちごを使用し、火を使うことなく、気軽に作れるように管理栄養士のスタッフが工夫してくださいました。

今回のレシピは、さつまいも・大根に続く、第3弾で、先生や保護者からも好評です！



▲いちごを使った  
「健康レシピ」

## 4月の太子TVは、4月13日(水)です

太子TVは、毎月、第2水曜日  
午後6時～生配信中！

町の様々な情報や魅力を発信しています。みなさまぜひ、ご覧ください。

※太子TVとは？…太子町と(株)F.C. 大阪が配信しているインターネットテレビです。

### ●4月の放送（予定）

- ・ブラたいし
- ・コーナー先生の「ワンポイント English」
- ・公園であそぼ！ ほか

Let's Watch!

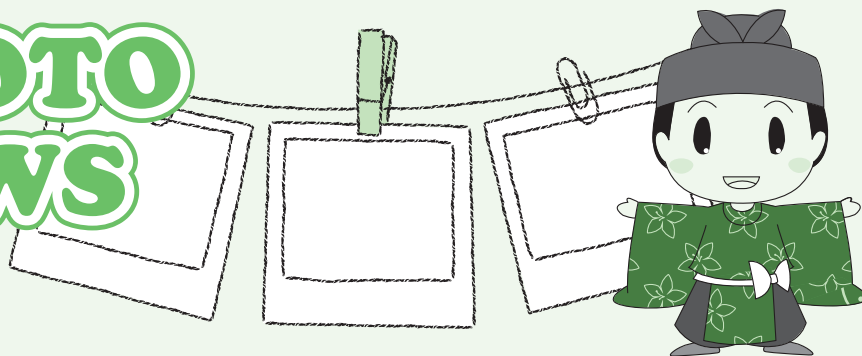


▲3月9日（水）配信の様子

ご視聴は  
こちらから▼



# PHOTO NEWS



# 希望を



3月11日 (金)

町立中学校卒業式



3月18日 (金)

町立磯長小学校卒業式



3月19日 (土)

認定こども園やわらぎ幼稚園卒園式



# 胸に！卒園・卒業おめでとう！

桜のつぼみも膨らみ始めた3月。各幼稚園や保育園、小中学校で卒園・卒業式が行われました。卒園・卒業を迎えたのは、幼稚園計54人、保育園計37人、小学校計103人、中学校計114人。仲間や先生たちと過ごした思い出深い園舎・校舎を元気いっぱいに巣立っていきました。



3月15日(火)

町立幼稚園卒園式



3月18日(金)

町立山田小学校卒業式



3月19日(土)

松の木保育園卒園式



## 町立幼稚園年長組 笑顔で一輪車!!

園庭遊びの中で、子どもたちが大好きな一輪車。  
何度も転んでは立ち上がり、練習する子どもたちの粘り強さが見られました。  
今では、スイスイと一輪車を乗りこなし、いろいろな技を考え、挑戦することを楽しんでいます。



PHOTO  
NEWS

プラス  
+

## 懐かしのひな人形展

2月26日(土)、27(日)、3月5日(土)、6(日)の4日間、大道旧山本家住宅を中心とした竹内街道沿道の民家で「懐かしのひな人形展」を太子町観光・まちづくり協会が行いました。

大道旧山本家住宅では町内から集められた8組のひな人形が展示され、来場者は懐かしい光景を楽しんでいました。



## ミニミニドックを行いました

2月19日(土) 町立万葉ホールで、大阪東部ヤクルト販売協賛によるミニミニドック(集団健診)を行いました。

新型コロナウイルス感染防止対策をとりながら、皆さんに受診頂きました。



▲骨密度測定



▲問診の様子

## 町立山田小学校が 全国学校体育研究優良校に 選ばれました

町立山田小学校が、令和3年度の全国学校体育研究優良校に選出され、2月1日(火)にアウィーナ大阪で行われた表彰式に参加しました。

今後も子どもたちの体力づくりの取り組みを継続し、基礎体力向上をすすめていきます。



# 気づく

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

## 4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

10代～20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

特に4月は進学・就職などにともない、若年層の生活環境が大きく変わり、被害にあうリスクが高まる時期であること

から、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど、各種取り組みを集中的に行います。

◆問合せ 内閣府男女共同参画局 男女間暴力対策課  
☎03-5253-2111

## 人権コラム「よき日へ」

## 「自由」について

大阪教育大学  
島崎 英夫

4月、新しい年度が始まりました。この2022年度から高等学校では「総合的な探究の時間」という授業が始まります。各都道府県の教育委員会などでは、今までもやもすれば等閑視されてきた「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に変わること踏まえて、この時間を教育課程の中心に据えようとカリキュラム・マネジメントの研究も進めています。大阪府でも、すでに文理学科の10校などでは数年前から「探究」活動が始められています。

「探究」とは、生徒自らが課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析し、周囲の人と意見交換や協働をしながら進めていく学習活動のことです。「正解」のないことを考えていく局面が多く、教員も「学ぶ側」から始めて行かねばなりません(わたしは、学校の先生にこそ「探究」する学びが必要だとも思っています)。

ここ数年わたしも、「探究」活動の指導や講評を依頼され、三三の高校に赴いています。今回は、今年2月にあったある府立高校での成果発表会で感じたことを述べてみます。

ある高校では、「国語」をめぐって6つのチームの発表について講評したので、和歌の掛詞とダジャレの違いを時代背景から探究したチーム、記憶力と文字の要素について考えたチーム、高校生にとって切実な「告白」について、絵本の読み聞かせ効果について、大阪弁について、などさまざまな切り口からの探究が発表され、講評する側と

しても自分の探究力を試される場面が多く、しかし楽しい時間をもつことができました。中でも、もっとも多く質問が出て、議論が盛り上がったのが、その高校の校訓にある言葉「自由」について探究したチームの報告を受けた時間でした。

「自由」や「自主」、「自立」といった言葉を校訓に使っている学校はたくさんありますが、「自由」をめぐっては論者の間でもさまざまな意見の見られる言葉でもあります。読者の皆さんは「自由ってどういうこと?」と尋ねられたら、どう答えますか。

この言葉は、中国から渡来したもので、日本では『続日本紀』777年条に初めて現れます。「自分の心のままに行動できる状態。思い通りにふるまえて、束縛がないこと」を意味しますが、平安時代以降、先例や然るべき文書、道理などを無視した身勝手な自己主張として、多くその行為への非難をこめて使われるようになります。鎌倉・室町を通じて「わがまま勝手」という意味での用いられ方が定着しています。そんなふうには否定的に使われてきた「自由」が躍進的に歓迎された時代

が日本には二つあって、一つは1860年代、libertyやfreedomの訳語として福沢諭吉『西洋事情』などが取り上げ、「自由民権」運動の旗印として使われた時代、もう一つは1945年の敗戦以後で、政党の名前にも高校の校訓にも、めざすべきものとして掲げられるようになりました。

さて、いまはどの「自由」が「自由」

が、人々から歓迎されなくなってきたるのではないかと感じる場合があります。他の人が自由になると、こちらがどんな目に合わされるかわからないし、自分に自由が与えられると、自己責任だと言われて、そのツケは全部自分に回ってくる。「自由」が負担になって、なるべくチカラのある上の人が方針を決めてくれたらありがたいという心性がじわじわ広がっているのではないかと、高校生たちと議論しながら、そんなことを感じていました。でも、さすがに高校生たちです。最後にこんな意見もでて、参加者の賛意が集まりました。「分かったつもりになっている言葉をしっかりと見つめ直して、対話を重ねて合意を作っていく熟議が大切なのだと分かりました。それこそ先生が言われた、社会的自由、なのです」という意見です。

「自由」もそうですが、昨年8月号で取り上げた「人権」もそうです。他にも、教育、平等、福祉、市民、社会、主体、経営、など分かったつもりになって手垢がついてしまっている言葉がたくさんあります。詩人の谷川俊太郎さんが言っており、「われわれが使っている漢語が示す概念は、それが中国起源のものであれ、欧米起源のものであれ、いまだに根無し草だ」という感じがする。「日本語を生きること」のは何故かについて高校生たちと探究する時間になりました。皆さんも、ふだん何気なくスルーしている事柄を、いちど「探究」してみませんか? 世界の見方が変わるかもしれませんから。